

豊中市アスベスト対策基本方針

アスベスト問題への対応と今後の取り組み

平成18年(2006年)3月

豊 中 市

[目 次]

第1	アスベスト対策の基本方針の策定にあたって	1
第2	対策の進め方	2
第3	基本事項を実施する上での方針	2
	1. 市有施設におけるアスベスト対策	
	2. 民間建築物におけるアスベスト対応	
	3. 解体工事・工事関係者への対応	
	4. アスベスト廃棄物対策	
	5. 健康被害・健康相談への対策	
	6. アスベスト製品加工工場に対する対応	
	7. 市民への周知	
	8. その他の措置	
第4	使用抑制	6
	1. 原則	
	2. 設計時の対応	
	3. 工事時の対応	
	4. 工事後の対応	
第5	市有施設の室内暴露防止	6
	1. 施設管理者に対する周知	
	2. 施設利用者への周知	
	3. 除去までの安全を確保するための室内のアスベスト濃度測定（飛散度）	
	4. 除去工事計画の作成、周知	
第6	飛散防止	7
	1. 破損したアスベスト処理	
	2. 大気環境汚染防止対策	
	3. 廃棄物の適正な処理	
第7	情報提供、情報の共有化	8
	1. 施設管理者に対する周知	
	2. 施設利用者への周知	
第8	解体工事・事業者への届出・適正処理の指導等	8
第9	アスベスト対策と役割分担	10
	1. 担当内容、窓口、連絡先	

豊中市におけるアスベスト対策基本方針

第1 アスベスト対策の基本方針の策定にあたって

自然界に存在する鉱物の一種であるアスベスト(石綿)は、その構造が繊維のようになっているという特徴がある。アスベストを含む製品は、普通の繊維製品に近い性質をもっているとともに、

耐火性や耐磨耗性、防音性等に優れた特性をもっている。このような性質や安価であるということから、建築資材や自動車のブレーキ等さまざまな分野で広く使用されてきた。

しかし、アスベストが人の健康に悪影響を与えていることについては、海外では早くから指摘されており、昭和55年(1980年)代には各国において多くの被害状況が報告されるとともに、その対策として使用規制の動きがあった。また、世界保健機関(WHO)では、昭和61年(1986年)にアスベストの危険性についての見解をまとめている。この世界の動きのもと、わが国においても、法制度の規制強化など一定の対応が図られてきた。

国においては、昭和62年(1987年)に学校や公営住宅など、各地で吹付けアスベストが問題となり、これを受け、文部省、厚生省、環境庁や建設省などにより、吹付けアスベストを使用している建築物の調査を求める通達などが相次いで出され、本市でも、昭和63年(1988年)から平成3年(1991年)にかけてアスベスト含有率が5%を超える吹付け建材が使用されている小・中学校等59施設を対象にアスベスト除去工事等を実施した。

その後、10年以上の期間を経て、平成17年(2005年)6月に、多数の企業からアスベストによる労働災害事例が公表された。また、その家族や工場周辺の住民への影響もあったことが明らかになり、大きな社会問題となっている。そうした中で、同年7月には、環境省、厚生労働省、経済産業省や国土交通省などで構成する「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合等」を設置し、各省庁から、アスベスト対策に関する施策や吹付けアスベストを使用している建築物の調査を求める通達等が都道府県や政令市等の関係機関に相次いで出された。さらに、平成18年(2006年)2月には、健康被害者の救済新法として「石綿による健康被害の救済に関する法律」が公布され、アスベストに起因する中皮腫等の労災対象外被害者を救済する給付制度が発足した。

本市では、平成17年(2005年)8月1日に「豊中市アスベスト対策会議」を設置し、相談窓口の開設など全庁的なアスベスト対策の推進などに取り組むとともに、専門的な諸課題を検討するため、4作業部会を立ち上げ、市有施設や廃棄物のアスベスト処理、民間建築物や健康問題への対応などの方針づくりを進めたところである。

これらの取り組みを踏まえ、アスベストへの不安を抱えられている市民への対応や市民の健康被害などの有効な施策を、総合的に推進するために「アスベスト対策基本方針」を定めるものとする。

第2 対策の進め方

本市の関係部局は、市域で発生するアスベストに関する諸問題に対し、それぞれが連携をして取り組むとともに、その所管事項について法令をはじめ、国からの通知等の趣旨に従い、各関係者に対し、適正な指導及び啓発を実施することが必要である。

さらに、具体的な取り組みを進めるために、市有施設のアスベスト処理のあり方、解体工事等に伴うアスベストの飛散防止対策や健康被害をはじめ、健康相談への対応などについて、以下の基本事項を定め、国等の関係機関とも連携しながら、総合的なアスベスト対策の推進を図る。

また、広く市民や事業者への周知のため、ホームページの活用や冊子などを作成し、市民ニーズに密着した分かりやすい情報の提供に努める。

[基本事項]

1. 市有施設におけるアスベスト対策
2. 民間建築物におけるアスベスト対策
3. 解体工事・工事関係者におけるアスベスト飛散防止対策
4. アスベスト廃棄物対策
5. 健康被害・健康相談への対策
6. アスベスト製品加工工場に対する対応策
7. 市民への周知
8. その他の措置

第3 基本事項を実施する上での方針

1. 市有施設におけるアスベスト対策
 - (1) 市有施設のアスベスト使用状況調査（平成8年度までに建設された施設）の268施設のうち、現在までで、アスベストが含有した吹付け建材を使用している施設が38施設あることが判明し、原則、除去工事を実施する。
 - (2) 施設管理者は、囲い込みや封じ込めを行った施設の維持管理の適正化を図る。また、施設において、設計図書等の関係図面及び目視の調査を行い、アスベストを含有している恐れがある成形板等の情報の把握・収集に努めるとともに、劣化等の状況に応じて、計画的に改修し、除去を行う。
 - (3) 市有施設の解体、改造、改修に際しては、大気汚染防止法などの法令に基づき、飛散防止対策の徹底を図る。
 - (4) アスベストを含有する吹付けひる石、断熱材などの飛散系材料や、成形板などの非飛散系建材を含めた「アスベスト処理指針」の策定を行う。

2. 民間建築物におけるアスベスト対策

- (1) 国土交通省通知による民間建築物（調査対象は、昭和31年～平成元年までに施工された民間建築物のうち、延べ床面積が1,000㎡以上の大規模な建築物）における吹付けアスベスト等に関する使用実態調査結果については、データ整備（台帳・DB）等を図り、今後の民間建築物に対する適切な指導を行う。
- (2) 民間建築物への調査対象の拡充等については、国等の動向を見守りながら、小規模施設についても、調査方法等を検討する。
- (3) 建築基準法等の改正により、新たな建築行為に伴うアスベスト飛散防止対策が規定されることから、これらの法令に基づき飛散防止対策の徹底を図る。また、飛散防止対策は建築物所有者等の責務であり、吹付けアスベスト等の劣化・損傷の状況により除去等の対策を指導し、安定している場合は定期的な点検など適切な維持管理を指導する。
- (4) 民間建築物への支援策については、国や府の動向等も見極めながら、調査費補助等の財政的措置の検討を行う。

3. 解体工事・工事関係者への対応

- (1) 大気汚染防止法施行令等の改正により、大気環境へのアスベスト飛散防止措置の対象となる解体・補修作業の規模要件等が撤廃されること、及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正により、解体工事の事前調査や一般環境濃度の測定義務など、新たに解体工事等に伴う大気中へのアスベスト飛散防止が規定されたことから、これらの法令に基づき、処理工法などの飛散防止対策の徹底を図る。
- (2) アスベスト含有建材が使用されている建築物等の解体等工事が適正に行われているか、労働基準監督署や大阪府と調整・連携した上で、一定期間において、計画的に現場パトロールを実施する。
- (3) 市は周辺住民から相談や苦情が寄せられた場合には、市民の不安解消を行うため、緊急に解体等工事の現場へ立入調査等を行う。
- (4) 建築物等の改修工事、解体工事におけるアスベスト飛散防止対策等については、当該建築物等の施設管理者等に対し、関連法令等を遵守するとともに、「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策」等に基づいて、適切に実施するよう指導・啓発し、また、近隣住民に対して、アスベスト粉じんの飛散防止対策など、十分に説明するよう、工事関係者に対する周知の徹底を図る。

4. アスベスト廃棄物対策

- (1) アスベスト含有家庭用品の廃棄については、分別排出、分別収集・分別保管・分別処理・処分の適正処理ルートを確立する。また、国や大阪府に対しては、広域的な処理ルートの確立を働きかけていく。

- (2) 適正処理ルートが確立されるまでは、使用者による自己保管を行うとともに、指導・啓発を行う。
- (3) アスベスト含有廃棄物の不法投棄は、投棄された管理者が責任をもって適正処理を行うとともに、防止策を講じるものとする。また、今後、不法投棄に対して、迅速かつ的確に対応するため、不法投棄に関するガイドラインづくりに努める。
- (4) 公共工事に伴うアスベスト含有廃棄物も、分別処理を行うこととして、周辺住民に十分に説明を行い、理解を得るものとする。
- (5) アスベスト含有廃棄物の最終処分場の確保は、適正処理の根幹にかかわることであり、国・大阪府・社団法人全国都市清掃会議などの関係機関とも連携して、中長期的な視点からの処分場等の安定確保に努める。

5 . 健康被害・健康相談への対策

- (1) 市民の健康不安を解消するため、豊中保健所と共同で大阪府の検診バスを利用し、市役所において、「緊急肺がん健診」を実施している。また、市が実施する独立行政法人国立病院機構刀根山病院での「肺がん検診」で、市民の健康管理に努めている。市の「肺がん検診」については、引き続き、実施する。
- (2) アスベストに関する市民の抱えている不安の解消や健康相談に対応するため、豊中保健所と連携しながら、本市健康づくり推進課に相談窓口を設けており、引き続き、その対応を図っていく。
- (3) アスベストについての情報については、市のホームページをはじめ、広報誌等のメディアを活用するとともに、市民・事業者向けの冊子を作成し、市民への情報提供を図るとともに、啓発に努める。
- (4) 職員の健康被害への対策については、毎年の「定期健康診断」における胸部X線直接撮影等で対応できるところであるが、これまで無防備な状態でアスベスト粉じんを吸入した可能性もあることから、平成18年度には、胸部X線直接撮影にアスベスト関係作業従事歴や自覚症状等の問診を加え、肺がん、中皮腫を含め石綿肺の早期発見に努める。「定期健康診断」や「産業医」による健康相談については、引き続き実施する。
また、退職者へは健康診断の受診勧奨や健康相談への対応を行う。

6 . アスベスト製品加工工場に対する対応策

- (1) アスベスト製品加工工場からのアスベストの飛散防止対策や敷地境界基準の遵守について、府の指導監督機関とも連携を密にして、防じん対策及び適正な維持管理を実施するよう、これらの工場に対し、指導・啓発を行う。
- (2) 一般環境大気中のアスベスト濃度について、経年的なアスベスト濃度の変動を把握するため、当面、環境モニタリングを実施する。

7. 市民への周知

- (1) 市民からのアスベスト問題に関する問合せに応じるため、総合相談窓口の設置を継続するとともに、ホームページや広報誌などのメディアを活用して、アスベスト関連情報等の周知を図る。
- (2) 今後も、市民や事業者の理解と協力を得るため、アスベストに関する情報提供のための冊子等を作成するとともに、適宜、広報誌やホームページ、ケーブルテレビ等による情報提供を行うなど、広報活動の充実に努める。

8. その他の措置

- (1) アスベストがこれまで広くさまざまな分野で使用されてきた歴史的な経過や背景を考えると、国及びアスベスト製品の製造業の果たすべき責任は重大であると考えている。従って、国に対して、アスベストの除去をはじめ、各種の施策に要する財政措置等を含め総合的対策を講じるよう、強く要望する。
- (2) 大阪府の「アスベストに係る府・市町村合同会議」において、アスベスト問題に関する情報の収集などに努める。
- (3) このアスベスト対策基本方針は、現時点でのアスベスト問題への情報把握や調査分析及びその対応策について、可能な範囲で方針づくりを行ったものであり、これでアスベスト対策基本方針が確定したものとは考えておらず、国等の動向を見極めるとともに、社会状況の変化や市民のニーズに応えるため、必要に応じて、適宜、見直しの検討も必要であると考えている。

第4 使用抑制

1 . 原則

市有施設の新築、改築、改修工事などにおいては、アスベストを含有する建材を使用しないものとする。

2 . 設計時の対応

工事を設計するに当たり、各種建材について、アスベストの含有の有無を確認するものとする。

[代替品についても調査を行う。]

3 . 工事時の対応

工事の施工前に、各種建材についてアスベストを含有しないことを確認する。

4 . 工事後の対応

工事の完了時に、アスベストを含有した建材を使用していないことを確認する。

第5 市有施設の室内曝露防止

1 . 施設管理者に対する周知

吹付けアスベストの使用が確認され、アスベスト含有率分析調査の結果が判明した時点で、次の手順で周知を図ること。

(1) 施設管理者に対して、速やかに以下の内容を通知する。

- ・アスベスト含有率分析調査結果
- ・今後の対応（方針）

(2) 除去までの施設管理者の対応

職員への周知

アスベストの使用箇所の保全

- ・使用箇所に関わる工事の停止
- ・使用箇所の清掃の停止
- ・使用箇所へのいたずらの防止

2 . 施設利用者への周知

(1) 判明の事実、アスベストに関する一般的情報、使用箇所、留意点等を記したお知らせ文の配布、又は掲示

(2) 市のホームページに掲載

(3) 必要に応じて説明会の開催

3 . 除去までの安全を確保するための室内のアスベスト濃度測定（飛散度）

(1) アスベストの濃度測定の結果を、施設管理者、利用者に通知、周知する。

(2) 囲い込み等緊急対応を講じた施設については、適切な管理を行うため、劣化状況等の定期的な確認を行う。

- (3) 飛散状況の結果が、当該室の使用が適切でない場合（大気汚染防止法の規制基準〔空気 1 リットルの中の石綿繊維が 10 本以内〕を超える場合）には、使用の中止・禁止等の処置をとる。

4 . 除去工事計画の作成、周知

- (1) 除去工事計画が具体化した段階で、施設管理者と日程等を調整し、確定した時点で関係者に通知する。
- (2) 施設利用者に対し、工事日程、休日日程、利用制限を広報誌、ホームページ、お知らせ文、掲示等で周知する。
- (3) 休業等に当たり、必要な行政上の手続きを取る。
- (4) 必要に応じ、施設近隣住民等に工事概要を訪問又はお知らせ文で周知する。

第 6 飛散防止

1 . 破損したアスベストの処理

(1) 施設管理者が取るべき対応

室内に露出した吹付けアスベストがある場合、これが破損するとアスベスト繊維が空気中に浮遊する可能性がある。したがって、まず、前項に記載した使用箇所の保全を確実に図ることが第一である。

しかし、使用箇所の保全を図ったにもかかわらず、何らかの原因で吹付けアスベスト面が破損してしまった場合、施設管理者は、まず、破損したアスベストがある室内から、人を退出させ、処理が終わるまで立入り禁止にする。

(2) 事後処理

破損の原因によって、事後の対応が異なってくる面も考えられるため、施設管理者等は、速やかに所属部局の総務担当に連絡し、処理についての対応を協議する。

2 . 大気環境汚染防止対策

- (1) 市有施設の工事に当たっては、アスベストが含有している吹付け材やアスベストを含有する保温材等について、統一した仕様書に基づき、事前にアスベスト含有率分析調査を行う。
- (2) また、市有施設の改築、改修工事等におけるアスベストの大気汚染防止を図るため、各部局に対し、アスベスト除去工事に関する法令の周知を図る。
- (3) 一般大気中のアスベストの濃度測定（環境モニタリング調査）を実施し、市民への生活環境の不安解消を図る。

3 . 廃棄物の適正な処理

- (1) アスベストは、飛散するおそれがあるか否かによって、廃棄物処理の扱いが異なり、アスベストが建築物に吹付けられたもの及びアスベストを含む保温材（比重の軽い石綿）の除去作業等によって発生するおそれのあるものが、「廃石綿等」として「特別管理産業廃棄物」に指定されている。「廃石綿以外の石綿含有廃棄物」は、「産業廃棄物」の扱いとなる。

- (2) 工事等によってアスベストを含有する建材を廃棄物として処理する場合には、廃棄物処理法などの法令に従った適正な処理を行うものとする。
- (3) 建築物等の解体工事、改造、改修工事に伴って発生するアスベストを含む廃棄物及びアスベスト製品加工工場等から発生するアスベストを含む廃棄物による周辺環境への影響を防止するため、大阪府の指導監督機関とも連携を密にして、産業廃棄物に対する処理業者等に対して、現場への立入検査等により、アスベスト廃棄物の適正処理について監視指導・啓発を行うとともに、アスベストを含む物品等の適正な処理を行う。
- (4) 不法投棄されたアスベストについては、それぞれの管理者で処理することが原則であるが、適宜、関係機関と連携を密にしながら、適正な処理に努める。

第7 情報提供、情報の共有化 [リスクコミュニケーション]

1 . 施設管理者に対する周知

吹付けアスベストの使用が確認され、アスベスト含有率分析調査の結果が判明した時点で、次の手順で周知を図ること。

- (1) 施設管理者に対して、速やかに以下の内容を通知する。
 - ・アスベスト含有率分析調査結果
 - ・今後の対応（方針）
- (2) 除去までの施設管理者の対応は、職員と施設利用者への周知を行う。
 - 職員への周知
 - アスベストの使用箇所の保全
 - ・使用箇所に関わる工事の停止
 - ・使用箇所の清掃の停止
 - ・使用箇所へのいたずらの防止

2 . 施設利用者への周知

- (1) 判明の事実、アスベストに関する一般的情報、使用箇所、留意点等を記したお知らせ文の配布、又は掲示
- (2) 市のホームページに掲載
- (3) 必要に応じて説明会の開催

第8 解体工事・事業者への届出・適正管理の指導等

- (1) 大気汚染防止法や大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正に伴い、すべての解体等の工事で、アスベスト使用の有無などの事前調査が必要であり、また、吹付け石綿のほか、石綿を含有する保温材、耐火被覆材などを使用している場合はすべての建築物等の解体等の作業の届出が義務付けられ、非飛散性の石綿含有成形板のみの場合でも一定規模以上の場合は届出義務を課している。

- (2) 建築物の解体等を行う際、工事の施工者（元請者）に対して、アスベスト使用の有無等の事前調査の実施と結果の表示、作業実施の事前届出、作業を行う際の基準の遵守などの指導をする。
- (3) また、建築物の解体等を行う際の適切なアスベスト飛散防止対策の実施については、これらの工事の発注者や建築物の所有者に対して、理解と協力が不可欠である。
- (4) 市民が抱えている不安を解消し、市民の健康を守るため、工事の施工者（元請者）に対して、建築物の解体等を行う際には、防じんシートで養生した上での十分な散水を伴った湿式加工等により、アスベスト飛散防止対策に万全を期すとともに、事前に見やすい場所に掲示板の設置をはじめ、十分な説明等を行うように、協力依頼する。

第9 アスベスト対策と役割分担（関係各課における相談窓口）

担当内容		窓 口	電 話
アスベスト全般に関すること 吹付けアスベストを使用した建築物の解体等の規制に関すること(大防法・府条例)		豊中市環境部 環境政策室 環境保全チーム	代表 06-6858-2525 内線2102, 2105
アスベスト産業廃棄物に関すること		大阪府環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課	代表 06-6941-0351 内線3824
建設リサイクル法の届出物件に関すること		大阪府建築都市部 建築指導室 審査指導課 豊中市まちづくり推進部 土地利用調整室 建築審査課	代表 06-6941-0351 内線3025 代表 06-6858-2525 内線2420
吹付けアスベスト除去工事に係る改修工法に関すること		豊中市まちづくり推進部 建築課	代表 06-6858-2525 内線2857
市所有施設	工事に関すること	豊中市まちづくり推進部 建築課	内線2857
	維持管理に関すること	当該施設の管理者	
小・中学校施設に関すること		教育委員会 教育施設課	内線2545
情報の共有化 ・情報の提供、情報の共有化 市民への周知		豊中市環境部 環境政策室 環境保全チーム 総務部 広報広聴課	内線2102, 2105 内線2762
健康被害等に関すること		豊中市健康福祉部 健康づくり推進課 豊中保健所	06-6858-2525 内線2857 06-6849-1721
工場等への周知 ・工場・事業場へのアスベスト使用抑制及び届出・適正処理の協力依頼		豊中市環境部 環境政策室 環境保全チーム 豊中市まちづくり推進部 土地利用調整室 建築審査課	代表 06-6858-2525 内線2102、2105 内線2420